

[事案 2020-267] 既払込保険料返還請求

・令和3年5月20日 裁定終了

<事案の概要>

希望していた内容の保険ではなかったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年7月に契約し、平成22年7月に特約を更新した終身保険について、更新時に、死亡保障は不要との要望を伝えていたにもかかわらず、定期保険特約、特定疾病特約等の死亡保障が含まれていたため、少なくとも死亡保障分の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)更新時の担当者は、定期保険特約、特定疾病特約、重度障害特約、災害割増特約、傷害特約にそれぞれ死亡保障がある旨の説明をしている。
- (2)申立人は、特約更新後に、給付金請求、死亡保険金受取人変更手続、更新手続を行っており、追認行為が認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の状況等を把握するため、更新時の担当者に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が保険会社の担当者に対して、死亡保障は不要との要望を伝えたと認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。